諮問庁：法務大臣
諮問日：平成１６年２月３日（平成１６年（行情）諮問第４２号）
答申日：平成１６年９月３日（平成１６年度（行情）答申第２０５号）
事件名：福岡拘置所処遇部門監視卓カメラなどの総合警備システムの取扱説明書などの文書の不開示決定（不存在）に関する件

# 答　申　書

## 第１　審査会の結論

「福岡拘置所処遇部門事務室監視卓カメラなどの総合警備システムの取扱説明書などの文書」（以下「本件対象文書」という。）につき，これを保有していないとして不開示とした決定は，妥当である。

## 第２　審査請求人の主張の要旨

### １　審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は，行政機関の保有する情報の公開に関する法律３条の規定に基づく本件対象文書の開示請求に対し，平成１５年９月２５日付け福管総発第３１７号により福岡矯正管区長（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について，これを取り消し，本件対象文書の開示を求めるというものである。

### ２　審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は，審査請求書及び意見書によるとおおむね以下のとおりである。

（１）福岡矯正管区は本件対象文書を作成又は取得しておらず存在しないというが，本件監視卓カメラなどの総合警備システムは単一の機能で運用されているものではなく，いわば拘置所の全警備システムが一望できるよう監視卓カメラ等の複合した機能が集合したものであるところ，その使用上の注意，説明事項，点検，取扱いも含めて対処できるようにしているのが一般的である。また，毎年，数名の新任職員等が任官されてき，本件監視卓カメラには，そういった新任職員が当たることも多々あるようであるから，単なる運用とは別に詳細に取扱説明書等を文書化しておく必要があるのは当然である。平成１５年９月２５日付け福管総発３２０号，行政文書開示決定通知書，福岡拘置所センサー型動体管理システムのような単一の機能でしかないものについても「運用」とは別に「説明書」が約２３枚も詳細に文書化されており，その母体ともなる本件システムに「説明書」「取扱説明書」等が存在しないなど到底考えられず，その取消しを求め本件不服申

立てに及ぶ。

（２）当該施設の行政文書には保存文書台帳なる文書が存在し，当然，支出計算書類の保存期間が満了したとしても，当該警備機器は存在する訳だから，使用される限り，当該文書は保存されなければならない。また，審査会にあっては，諮問庁が当該文書を保有していないと回答すると，それを鵜呑みにする姿勢に疑問を感じる。真実に保有していないのか，物品管理簿，設備機器運用若しくは取扱文書一覧表，台帳等の提出により詳細に調査されるべきである。諮問庁は，不存在であれば審査会が鵜呑みにすることを見越している節が見受けられるので客観的審査・調査を尽くされるべきである。

第３　諮問庁の説明の要旨

１　本件開示請求は，福岡拘置所における総合警備システムに係る取扱説明書などの文書の開示を求めてされたものであるが，福岡矯正管区においては，平成１５年８月１２日付け福管総発第２６７号をもって，取扱説明書などの文書については保有していないことから，文書不存在で不開示となる旨補正を求めたところ，審査請求人から「そのまま維持する」旨回答があったものである。

２　当該機器の取扱説明書などの文書については，平成１５年度（行情）答申第２７４号「総合警備システム及び手荷物検査装置に係る支出計算書証拠書類の不開示決定（不存在）に関する件」に係る審査請求を審理する際，福岡拘置所職員によって，当該機器の周辺，関係者の机の中や棚などを確認したものの，その存在を確認することができなかったものである。

　また，同所においては，当該説明書が存在しなくても，当該機器を使用する職員はその使い方を承知済みであり，また，当該機器の故障もほとんどないことから，特段の支障は生じていない状況であり，仮に当該機器が故障した場合には，同所に勤務する技官が対処するか又は生産メーカーに連絡し，修理を依頼することとしているものである。

３　ところで，当該機器の取得に関する文書は，同所の「平成７年度支出関係書類（支出計算書，証拠書類，添付書類）」として保存されていたところ，同支出関係書類の保存期間が５年であるため既に廃棄済みであることは，上記答申においても廃棄目録を確認することにより明らかとされているところであり，現時点においては，同廃棄文書の中に当該機器の取扱説明書などの文書が含まれていたかどうか確認することはできない。

４　したがって，本件行政文書の不存在を理由として開示しないこととした原処分は妥当と認められ，本件審査請求には理由がないことが明らかであることから，本件審査請求を棄却すべきであると思料する。

**第４　調査審議の経過**

**当審査会は，本件諮問事件について，以下のとおり調査審議を行った。**

**①　平成１６年２月３日　諮問の受理**

**②　同日　諮問庁から理由説明書を収受**

**③　同年３月３日　審査請求人から意見書を収受**

**④　同年５月１２日　審議**

**⑤　同年６月１０日　諮問庁の職員（法務省矯正局保安課警備企画官ほか）からの口頭説明の聴取**

**⑥　同年７月１４日　審議**

**⑦　同年９月１日　審議**

**第５　審査会の判断の理由**

**１　本件対象文書について**

**本件対象文書である取扱説明書とは，一般に当該製品を製造した製造元等が，これを販売するに当たり，各製品に付けている当該製品の取扱方法を説明した文書等を指すものと認められる。諮問庁は，本件対象文書の不存在を主張しており，以下その当否を判断する。**

**２　本件対象文書の存否について**

**諮問庁は，①本件審査請求を受け，改めて，諮問庁が原処分を行った福岡矯正管区に指示し，福岡拘置所処遇部門事務室の机の中，当該機器の周辺，後ろ側，棚などを再度確認したが，本件対象文書の存在を確認できなかった，②本件総合警備システムの取得に関する文書は，福岡拘置所の「平成７年度支出関係書類」として保存されていたところ，当該書類は保存期間５年の満了に伴い平成１３年６月２９日付けで廃棄済みであって（平成１５年度（行情）答申第２７４号参照），現時点においては，同廃棄文書の中にこれら警備機器の取扱説明書等の文書が含まれていたかどうか確認することはできない，③総合警備システムに含まれる諸機器については，平成７年（一部についてはそれ以前）に導入され，職員は既に使用方法を承知済みであり，また，その操作はそれほど複雑なものではなく，使用したことがない者であっても，使用経験のある職員等が口頭で指導すれば足りるとし，本件対象文書は不存在であると説明する。また，諮問庁は，処分庁は補正の経緯の中で，平成１５年８月１２日付けの求補正書に「総合警備システムの運用について」との文書はあるとしているが，同文書中に取扱説明書を機器周辺に常に備え置くといった記載は認められないと説明する。**

**以上の点からすると，一般的に考えて，機器の取得時に，福岡拘置所が取扱説明書を取得した可能性は否定できないものの，現に不存在であると**

する上記諮問庁の説明を覆すに足りる事情は認められない。

３　本件不開示決定の妥当性

以上のことから，本件対象文書につき，これを保有していないとして不開示とした決定については，福岡拘置所において本件対象文書を保有しているとは認められず，妥当であると判断した。

第６　答申に関与した委員

矢崎秀一，宇賀克也，吉岡睦子